

# 答 申 書

令和4年3月31日

輪島市長 坂 口 茂 様

輪島市水道事業評価委員会  
委員長 宮島 昌克

水道施設整備事業の評価について（答申）

本委員会は、令和3年9月22日付け発上第131号で諮問のあった事項について、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

## 1 輪島浄水場の更新事業に向けた事前評価

(1) 輪島浄水場の更新の必要性については、施設の老朽化、強化される水質基準への対応や市議会の委員会からの指摘も踏まえて、更新することが適当である。

(2) 輪島浄水場の浄水方法については、LCCによる総合的な判断指標で最も有利となる結果であったことから、既存と同様の「急速ろ過方式」が適当である。

(3) 輪島浄水場の整備位置については、工事期間中の水運用のリスク低減、建設期間の短縮から、輪島中学校付近に設置されている第1配水池に隣接した市有地での建設が適当である。

(4) 輪島浄水場更新事業の発注方式については、合理的な提案によりコスト縮減効果が最大限に期待できることや建設期間の短縮が図れることから設計・施工さらには完成後の維持管理までを含めて委託するDBO方式が適当である。

### 【附帯意見】

- ・国庫補助事業を有効に活用し、財源の確保に努めることが望まれる。
- ・適正な事業執行に努め事業費の抑制を図ることが望まれる。
- ・取壊し後の既存浄水場跡地について、売却するなど有効活用に努めることが望まれる。

## 2 町野浄水場の施設更新事業にかかる再評価

再評価を判断する資料について継続して審議する必要があると判断し、「答申なし」とする。

# 輪島市水道事業評価委員会

## 添 付 資 料

- 資料 1 輪島市水道事業評価委員会委員
- 資料 2 審議経過
- 資料 3 水道施設整備事業の評価について（諮問書）
- 資料 4 輪島市水道事業評価委員会条例

## 資料 1

## 令和 3 年度輪島市水道事業評価委員会委員名簿

任期：令和 3 年 9 月 2 2 日～令和 4 年 3 月 3 1 日

(50 音順、敬称略)

条例区分		氏 名	役 職 名	備 考
第 4 条第 1 項 (1)	学識経験を有する者	みやじま まさかつ 宮島 昌克	金沢大学 理工研究域 地球社会基盤学系 教授	委員長
第 4 条第 2 項 (2)	水道の利用者	さきはら じょうみつ 笹原 丈光	石川県漁業協同組合 代表理事組合長	
		どうがみ よりこ 堂上 頼子	各種女性団体連絡会 会長	
		みやしろ たもつ 宮城 保	輪島市区長会長会 理事	副委員長
		やち たかゆき 谷内 孝行	(有)エステフーズ谷内 代表取締役	

## 資料 2

## 審 議 経 過

区分	開催日・場所	審議事項
第 1 回	令和 3 年 9 月 22 日 (水) 輪島市文化会館 3 階 302 会議室	1. 諮問 (1) 輪島浄水場の更新事業に向けた事前評価 (2) 町野浄水場の施設更新事業にかかる再評価 2. 生活基盤近代化事業 (町野地区広域簡易水道) の再評価 3. 輪島浄水場更新に向けた基本事項について 4. 今後の全体スケジュールについて
第 2 回	令和 3 年 12 月 17 日 (金) 輪島市文化会館 3 階 302 会議室	1. 輪島浄水場更新方法の比較について
第 3 回	令和 4 年 2 月 4 日 (金) 輪島市文化会館 2 階展示室	1. 輪島浄水場の発注方式の検討について 2. 生活基盤近代化事業 (町野地区広域簡易水道) の再評価 3. 第 4 回輪島市水道事業評価委員会の開催方法について
第 4 回	令和 4 年 3 月 25 日 (金) 書面審議	1. 水道施設整備事業の評価について (答申案)

発 上 第 1 3 1 号  
令和 3 年 9 月 2 2 日

輪島市水道事業評価委員会 委員長 様

輪島市水道事業  
輪島市長 梶 文 秋

水道施設整備事業の評価について（諮問）

輪島市水道事業評価委員会条例第 2 条の規定に基づき、水道施設整備事業の評価について、下記のとおり貴委員会に意見を求めます。

記

1 諮問内容

- 1 輪島浄水場の更新事業に向けた事前評価
- 2 町野浄水場の施設更新事業にかかる再評価

2 諮問の趣旨

本市の水道事業の取り巻く環境は、人口減少などに伴う水道使用料収入の減少により収支が悪化していくなかで、市民生活に欠かすことができないライフラインの維持のため、老朽化した水道施設の更新・耐震化といった災害に強い強靱な施設整備の推進に向けた取組みが急務となっております。

つきましては、安心安全な水道水を安定的に供給していくため、老朽化した輪島浄水場の更新事業に向けた事前評価、町野浄水場の今後の事業継続に向けた再評価について貴委員会の意見を賜りたく諮問いたします。

資料 4

○輪島市水道事業評価委員会条例

(令和 3 年 3 月 24 日条例第 8 号)

(設置)

第 1 条 輪島市水道事業が実施する水道施設整備事業(水道施設整備事業の評価実施要領(平成 16 年 7 月 12 日付け健発第 0712003 号厚生労働省健康局長通知)に基づく事業をいう。次条において同じ。)及び水道事業の効率的な執行及び実施過程の透明性の向上を図るため、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づき、輪島市水道事業評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、上下水道事業(輪島市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成 18 年輪島市条例第 210 号)第 3 条第 1 項に規定する上下水道事業をいう。)の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行い、その結果を管理者に答申する。

- (1) 水道施設整備事業の事前評価に関すること。
- (2) 水道施設整備事業の再評価に関すること。
- (3) 水道事業の評価に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水道使用者
- (3) その他管理者が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定めるものとする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長がともにないときは、管理者がこれを招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。